

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主の権利が実質的に確保され、適切に行使できる環境整備を行い平等性を確保すべきと考えております。

そのための課題として、どのような状況や環境でも顧客重視の経営姿勢を中心に据え、また、変化の著しい外部環境に機敏に即応する経営戦略を積極的に取りつつも経営の健全性・透明性を高めることが最重要であると認識しております。

今後も、取締役会、監査役会、執行役員会での相互管理体制を強化していく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、JASDAQ上場企業として「コーポレートガバナンス・コード」の基本5原則を遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社裕崎興産	138,460	28.92
岡崎勇	78,440	16.38
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300002	17,300	3.61
吉田知広	11,500	2.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,900	2.28
前山満	10,500	2.19
小川由晃	10,200	2.13
柿沼佑一	10,000	2.09
吉田政功	9,700	2.03
株式会社三菱UFJ銀行	9,600	2.01

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

大株主の状況は、2020年3月31日現在の状況です。なお、当社は自己株式を21,223株所有しておりますが、大株主からは除外してあります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種 更新	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
坂野宣弘	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂野宣弘		独立役員に指定しております。	坂野 宣弘氏は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、当社の社外取締役在任期間において公認会計士・税理士としての財務及び会計に関する専門的知識・経験等に基づき、独立した立場から意見を述べられ、その職責を十分に果たしていただいております。また、同氏は監査を通じて当社の業務内容にも精通されたいおり、今後も適切かつ有効な助言及び指導をしていただけるものと判断し、一般株主との利益相反が生じるような利害関係を一切有していないことから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役と会計監査人の連携状況
 当社の会計監査はEY新日本有限責任監査法人に委託し、期末のみでなく期中においても監査が実施されており、監査結果について適時監査役会へ報告されております。

2. 監査役と内部監査部門の連携状況
 内部監査室は年間計画により各支店・営業所並びに各部門の監査を実施し、監査結果を代表取締役社長と常勤監査役へ報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤根基	弁護士													
筒井英之	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

藤井基	独立役員に指定しております	藤井 基氏は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、当社の社外監査役在任期間において弁護士としての豊富な知識と経験に基づき、社外の独立した視点で客観的かつ公正な立場で監査を行い、その職責を十分に果たしていただいております。今後も適切かつ有効な助言及び指導をしていただけるものと判断し、一般株主との利益相反が生じるような利害関係を一切有していないことから、独立役員に指定しております。
筒井英之	独立役員に指定しております	筒井 英之氏は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、当社の社外監査役在任期間において公認会計士・税理士としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営の監督や適切な助言をしていただいております。今後も適切かつ有効な助言及び指導をしていただけるものと判断し、選任しております。一般株主との利益相反が生じるような利害関係を一切有していないことから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
該当項目に関する補足説明	
業績に応じ、役員賞与を支給します。	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	
2020年3月期に取締役を支払われた報酬は121百万円(社外取締役分も含む)、監査役を支払われた報酬は8百万円(社外監査役分を含む)であります。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社の役員の報酬等は1994年10月25日開催の臨時株主総会で取締役及び監査役に対する報酬限度額を、取締役は年間総額300百万円以内、監査役は年間総額30百万円以内と決議いただいております。この報酬限度額の範囲内により決定しております。

取締役の報酬等は、月額固定報酬及び業績連動報酬(賞与)により構成し、月額固定報酬は社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会で授権を受けた代表取締役社長が会社業績、職位、貢献度等を総合的に勘案し、決定しております。業績連動報酬(賞与)につきましては、当該事業年度の業績達成状況に応じて賞与総額を株主総会の決議を得て、上記と同じく取締役会の授権を受けた代表取締役社長が決定しております。

監査役の報酬等については、監査役の協議により決定しております。

なお、役員退職慰労金制度は2006年6月29日開催の第49回定時株主総会において、退職慰労金打ち切り支給を決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役に対し、取締役会その他重要な会議の資料並びに結果について、逐次報告をしております。

また、当社は社外取締役(1名)及び社外監査役(2名)との間で、その期待される役割が十分に発揮されるよう、責任限定契約を締結しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は、会社の意思決定期間として、経営の基本方針、法令・定款に定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定しつつ、取締役の業務執行状況を監督しており、また、監査役会は取締役の職務執行全般について、厳正な監査を行っております。

執行役員会又は拠点長会議は、予算・組織・人事・事業計画等全社的な意思決定事項について協議し、必要であれば議案を取締役会へ提出しております。

2020年3月期における監査の状況については、業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人及び継続監査年数は以下のとおりです。

公認会計士氏名 飯畑史朗 所属する監査法人 新日本有限責任監査法人 継続監査年数1年

公認会計士氏名 唯根欣三 所属する監査法人 新日本有限責任監査法人 継続監査年数5年

上記の他、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、会計士試験合格者等9名、その他10名です。

なお、監査契約に基づく監査証明に係る報酬は、17百万円であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は現状の取締役と監査役という枠組みの中で、会社業務に精通した社内取締役による迅速な経営意思決定及び社外取締役、監査役による監査機能の充実等が可能であることから、監査役制度を採用しております。

取締役会は、6名(うち社外取締役1名)の取締役で構成されており、監査役出席の上、原則として毎月開催し意思決定及び業務報告等を行っております。また、業務執行体制を強化するために2006年4月より執行役員制度を導入し、業務執行の迅速化及び権限と責任の明確化に努めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内のIR情報サイトに「決算短信」「株主総会招集通知」「有価証券報告書」「決算説明会資料」等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(内部統制システムの概要)

1.取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの確保、資産の保全という統制目的を達成するため、企業理念に基づいた倫理規程を定め、取締役自らによる率先垂範と役員・従業員への周知徹底を図ることとする。

(2)取締役会を通じ取締役の職務執行の監視をより一層強化することとする。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)取締役の職務の執行、意思決定に係る情報を文書又は電磁的媒体により保存し、これら文書を別に定める文書管理規程、文書保存期間一覧表に定める期間中、厳正に保存・管理するものとする。

(2)取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)損失の危険の管理に関する事項については、社内にはリスク管理委員会を設置し、緊急時に委員会を開催する。

(2)最低年1回委員会を開催し、安全に対する問題、コンプライアンスに関する問題、その他当社が抱えるリスクの管理について、必要な見直し・対応を検討する。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役、執行役員並びに拠点長をメンバーとする拠点長会議又は執行役員会を適宜開催し、予算、組織・人事、事業計画等全社的な意思決定事項について、慎重に協議した上で、議案を取締役に上程する。

(2)取締役会は、原則毎月1回開催し、重要な項目についての意思決定を行う。

(3)その意思決定に基づき、執行役員は具体的な業務遂行の打合せを行い、速やかに業務を展開する体制とする。

5.使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)役員・従業員は会社が社会の一員であることを自覚し、社会からの信頼を維持し、さらに高めていくため、法令はもとより、社会人としての正しい姿勢・行動規範を遵守すべきであるということから、倫理規程を定め、それを役員・従業員に周知徹底させる。

(2)リスク管理委員会を最低年1回開催し、倫理規程の見直しその他、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための方策について見直しや対応を検討する。

(3)倫理規程において「市民に脅威を与える反社会的勢力・団体からの不当な要求に応じたり、また自らもこれらの勢力・団体を利用しない。」と定め、反社会勢力・団体に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応する。

6.当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)子会社を含む企業集団として業務の適正を確保するため、子会社担当役員を配置し、子会社が当社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制とする。

7.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1)監査役は、監査役を補助すべき使用人を置かず、総務部・内部監査室は、監査役からの調査の委嘱を受け、監査役の職務を補助するものとする。なお、当該使用人の任命、人事異動、考課等については、監査役と事前協議を行うものとする。

8.取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)監査役は、重要な意思決定会議である取締役会に出席し、取締役・執行役員及び使用人から、意思決定の経緯や重要事項の報告を受けるものとする。

(2)監査役が必要と判断したときは、いつでも取締役・執行役員及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

9.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)常勤監査役は、取締役及び使用人から、重要事項について、常に報告を受け、また調査を必要とする場合には総務部・経理部・内部監査室に要請して、監査が効率的に行われる体制とする。

(2)監査役会を年4回以上開催し、重要事項について協議する他、年2回以上監査役会と会計監査人との面談を持ち、特に財務上の問題につき協議

し、監査がより実効的に行われることを確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

倫理規程において「市民に脅威を与える反社会的勢力・団体からの不当な要求に応じたり、また自らもこれらの勢力・団体を利用しない。」と定め、反社会勢力・団体に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特記すべき事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特記すべき事項はありません。

